

## 訪問通所サービスと短期入所サービスの 支給限度額の一本化について

### 1. 支給限度額の一本化について

訪問通所サービスと短期入所サービスの支給限度額については、利用者の選択性・利便性の向上の観点から、一本化を図ることについて、本年7月24日の合同部会でご審議をいただいたところ。

#### (1) 支給限度額の一本化の趣旨

- ① 支給限度額の一本化により、支給限度額内のサービス利用の選択性・利便性を高める。
- ② 支給限度額の管理方法を簡素化して、わかりやすくする。
- ③ 在宅生活を維持する上で、本来の短期入所サービスの利用枠に加えて、短期入所サービスの利用の拡大が必要な者については、振り替え利用を可能としているが、制度的に現物給付化することで、利用手続きを簡素化して、利用しやすくする。

#### (2) 内容（案）

- ① 訪問通所サービスと短期入所サービスを統合した区分とし、支給限度額管理の期間を月単位（暦月）とする。
- ② 支給限度額管理の方法は、サービスの単位数による方法に統一する。

③ 支給限度額の水準は、現行の訪問通所サービスの支給限度額で既に各月の標準的な短期入所サービスの利用を見込んでいることから、現行の訪問通所サービスの支給限度額とする。

ただし、短期入所療養介護に特有な出来高的医療部分である緊急時施設療養費及び特定診療費については、支給限度額管理の対象外の費用とする。

④ 次期要介護認定期間の3ヶ月及び4ヶ月前の訪問通所サービスに係る保険給付実績が利用が訪問通所サービスの支給限度額の6割未満である場合に、短期入所サービスの利用枠を拡大（要支援～要介護4 2倍、要介護5 1.5倍）する措置（いわゆる「次期拡大措置」）については、支給限度額を短期入所サービスを含めて月単位に統合することを踏まえ、廃止する。

⑤ 施設入所と変わらない短期入所の利用を防止するとともに、他の利用者の短期入所サービスの利用を確保するため、短期入所サービスの連続した利用は、30日間までを報酬算定の限度とする。

⑥ 連続して30日を超えない利用であっても、短期入所サービスは在宅生活を継続していく上で利用するサービスであることを踏まえ、居宅介護支援事業者の運営基準上、介護支援専門員のケアプラン作成に当たって、要介護認定期間中の短期入所サービスの利用日数はその概ね半数を超えないようにするといった歯止めを設け、指導することとする。

## （2）移行スケジュール等について

一本化後の支給限度額管理を行うための、市町村や国保連、事業者のシステム変更・テスト期間や準備時期等を考慮して、平成14年1月から、新支給限度額を適用する。

## 2. 支給限度額一本化までの対応について

(1) 平成14年1月からの一本化を実施までの間においても、短期入所サービスの利用枠の拡大が必要な利用者に対して、利用しやすい形で需要に応えるため、受領委任方式により、振り替え利用を実施するよう、市町村に周知徹底を図っているところ。

※ 「振り替え利用」…痴呆や同居家族が高齢・疾病であることなどにより短期入所サービスを拡大して受けなければ在宅介護の継続が困難である者について、本来のショートステイの利用枠を使い切った後に、訪問通所サービスの支給限度の利用可能な枠の範囲で、短期入所サービスに振り替え利用するもの。

(2) この振り替え利用については、短期入所サービスの本来の支給限度額を含めて、1月当たり2週間を限度としているところであるが、サービスの選択性の向上という観点から、一本化までの間においても、市町村の判断で、この限度を拡大し、訪問通所サービスの利用枠の範囲内であれば、30日まで短期入所サービスに振り替え利用できるようにする。  
(実質的な支給限度額の一本化の前倒し)

(参考) 介護保険制度の定着へ向けた改善方策について（抄）

（平成12年9月27日　自由民主党・公明党・保守党）

### 2. ショートステイについて

#### ① 支給限度額の一本化の早急な実現

支給限度額の一本化の早急な実現を図る。また、それまでの措置として、訪問通所サービスのショートステイへの「振り替え利用」枠を2週間から30日に拡大するなど、一本化後と同等の水準で利用できるようにする。

- (3) 上記措置を実施するために、今回、あわせて、支給限度額一本化までの措置として、振り替え措置に係る支給限度額告示の改正を行う。
- (4) この措置は、支給限度額の一本化後と同様、  
ア振り替え措置を行う場合、連続した短期入所サービスの利用は30日  
まで、  
イ居宅介護支援事業者のケアプラン作成に当たって、要介護認定期間中の  
短期入所サービスの利用日がその概ね半数を超えないようにするとい  
った歯止めを設けた上で行う。
- (5) この措置は、平成13年1月から適用する。